

令和7年度 第5回 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会 議事概要

日時：令和7（2025）年10月23日（木）15：30～17：00

場所：オンライン会議

検討委員：

安部 哲人	日本大学 生物資源科学部 教授
○石井 実	大阪府立大学 名誉教授 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
石橋 徹	いのかしら公園動物病院 院長
岩崎 敬二	奈良大学文学部地理学科 教授
小林 達明	千葉大学 名誉教授
川上 和人	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 北海道支所 地域研究監
中井 克樹	公益財団法人レイ・パストゥール医学研究センター 研究員（特任）
西田 智子	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事（人事・人材育成担当）
細谷 和海	近畿大学 名誉教授
亘 悠哉	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 島嶼生態系保全チーム チーム長

（五十音順、敬称略、○は座長）

環境省：

中島 治美	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長
千葉 康人	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐
田口 知宏	自然環境局野生生物課外来生物対策室 係長

農林水産省：

長山 和樹	大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 課長補佐
渡部 智寛	大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 係長
浅見 恭行	畜産局飼料課 係長
藤井 智久	農林水産技術会議事務局研究開発官室 研究専門官

林野庁：

日吉 晶子	森林整備部森林利用課 係長
-------	---------------

水産庁：

鵜澤 麗	資源管理部管理調整課 課長補佐
丸茂 亮太	増殖推進部栽培養殖課 課長補佐
稲田 圭佑	増殖推進部栽培養殖課 係員
松井 恵子	増殖推進部漁場資源課 課長補佐

【議事概要】

（1）本会議の趣旨及び今後のスケジュールについて

＜資料説明＞

資料１：本会議の趣旨及びスケジュールについて（環境省田口）

＜意見等＞ なし

（２）リスト掲載候補種及びカテゴリ案について

＜資料説明＞

資料２：第４回検討会以降のご意見と対応等について（環境省田口）

＜意見等＞

- ・昨年度の魚類WGで意見が出された種への対応である。ゲンゴロウブナはヘラブナ釣りという形で産業的に利用されていることから産業管理外来種にしてはどうかというご意見があったが、検討の結果、水産業としての利用は少なく、防除検討外来種に留め置くという結論になった。レイクトラウトは近年本栖湖に持ち込まれてしまってヒメマスに漁業に影響を与えていることや、周辺の湖にいる希少種への影響、産業規模が小さいことを鑑みて産業管理外来種から防除検討外来種へ移すことになった。ヨーロッパウナギは、湖内では再生産が出来ないものの長年にわたって影響を及ぼす可能性も考慮して魚類WGではリスト掲載としていたが、その後のウナギに関する様々な専門家との協議を行い、本栖湖での駆除の効果が上がっていること、ワシントン条約に違反した導入の可能性が低いことから、非掲載となった。（細谷委員）
- ・ブラウントラウト及びレイクトラウトを防除検討外来種か防除推進外来種のどちらにするかは議論の余地があるが、産業管理外来種から総合対策外来種の中に移したのは良い判断だと思う。（中井委員）

＜資料説明＞

資料３－１：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報（根拠情報）＜動物＞（自然研辻井）

資料３－２：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報（根拠情報）＜植物＞（自然研辻井）

＜意見等＞

【掲載種の名称について】

- ・検討開始当初から「ノネコ」と「ノイヌ」を種名である「イエネコ」と「イヌ」に変更すべきだと主張してきたが、今回の案でも受け入れられていないので、再度意見を述べる。ノネコという名称は鳥獣保護法に書かれているもので、許可を得ないと捕獲等が出来ないものであり外来種対策となじまないものである。また、人に依存しないノネコは非常に限定された場所にしかない。ネコ問題の主役はノラネコだが、これが含まれないことになるのが一番の問題だ。人間活動によって増えたネコが在来種を捕食したり人獣共通感染症のリスクを高めたりすることが問題となっているが、ノネコと掲載することでノラネコを除外してしまえば実効性が失われてしまう。以前、ノラネコは愛護動物の観点もあるので、これを一概に駆除するとなるのは問題という話もあったが、そもそも対策＝駆除、対策と愛護の対立構造というのは古い考え方だ。ネコ問題の原因は放し飼いや人の餌やりなど人の行動であり、人の管理が本質的な対策となる。外来種リストに掲載し、適正飼養を訴えか

けていく必要がある。一方で愛護セクターが十分かといえば、日本では屋外のネコの多くが交通事故や冬を越せずに死んだり、感染症などにより死んでいるというひどい現状があり、これを適正飼養の徹底で改善していく必要がある。イエネコは生態系リスクが哺乳類の中でも最上位に位置する動物であり、今回の更新はこれをしっかりリストの中で位置づけるチャンスである。また、少なくとも哺乳類では、他の種も含めて法律で使われる呼称ではなく種名で掲載するべきだ。（亘委員）

- 種としてのイエネコが野外で大きなインパクトをあたえていることは疑いようがないので、是非ここはイエネコとしてほしい。ほかの種についても適正に飼育されているものは対策の対象ではなく、野外に出たものが対象であるというのが大前提。その点からはイエネコとすることは問題ない。イエネコの中に何が含まれるかを備考などで補うのが良い。リスト掲載と併せてしっかりと普及啓発をしていく必要がある。（川上委員）
- 和名というのは、標準和名のことか。イエネコとしたときに、備考欄で説明していたとしても、一般の方向けにはわかりにくい。単にネコの方がわかりやすいのではないか。（細谷委員）
- 哺乳類学会の取りまとめている標準和名はイエネコである。ネコとするとヤマネコも含まれると誤解され、心配する方がいるかもしれない。（亘委員）
- ・バリケンとアイガモとアヒルに「野生化した」と付いている。基本的に野生化したものが対象のはずなので、付ける必要はないのではないか。また、ガビチョウの学名が古い学名と新しい学名と併記されているが、新しい学名だけにしてほしい。（川上委員）
- 外来生物法では古い学名が使われているため、併記した。（自然研辻井）
- そうであれば、新しい学名をメインにして、古い方を備考に書くなどした方がいい。（川上委員）
- 他の分類群も併せて検討する。「野生化した」についても引き続き検討する。（自然研辻井・環境省田口）
- ・植物は今回の見直しで、「～類」となっているものをなるべく「～属」となるように整理したが、まだ未整理のものが残っているので、引き続き検討をお願いします。（小林委員）

【掲載種のカテゴリについて】

- ・防除推進外来種のクロゴケグモが未定着となっているのは間違いで、「定着初期/限定分布」ではないか。また、ジュウサンボシゴケグモが他のゴケグモ属と分けて掲載されているのはなぜか。（中井委員）
- クロゴケグモの定着状況についてはご指摘の通りなので修正する。ジュウサンボシゴケグモについては、現行リストからの掲載種であり、他の特定外来生物のゴケグモ属よりも詳細な情報があることから、別立てで掲載した。ゴケグモ属に包含して掲載するかについては引き続き検討する。（自然研辻井）
- ・ブラントラウトは各地で駆除が行われており、定着地では在来魚あるいは別の移入魚に対する影響が大きいと言われているので、防除推進外来種としてもよいのではないか。レイクトラウトも、もし他の水域に侵入すれば積極

的に防除すべき種だと思うので、これも防除推進外来種に含めてはどうかと個人的に思っている。(中井委員)

→種の生物学的な特性や予防原則に立つと中井委員と同感だが、具体的な被害等も考慮し、今回はここに止めおいた。(細谷委員)

【掲載種の配列について】

・リスト掲載種の配列順はどのような原則にもとづいているのか。分類順だとしても、いくつか配列がおかしいものが含まれているので(たとえば哺乳類の定着防止外来種でネコ目の中にシカ科が挟まれている)、見直してほしい。(中井委員)

→参考文献に書いているが、基本的に分類順となっている。準拠する資料がないものについてはアルファベット順なども一部ある。ご指摘のあった点を含め、配列については再確認の上、必要な修正を行う。(自然研辻井)

(3) リストの概要資料について

<資料説明>

資料4-1: 見直しリストの概要資料案(基本方針)、別添1、2、3(環境省田口)

資料4-2: 見直しリストの概要資料案(作成手順の流れ)(環境省田口)

資料4-3: 見直しリストの概要資料案(掲載種の選定手順及び選定方法)(環境省田口)

<意見等>

・資料4-1、p1の「〇月に見直しを行った」はおかしい。見直しはその前から数年かけてやっており、ここで書かれた時期は公表した時期になる。(中井委員)

→「作成した」に修正するなど、他と表現を揃える。(環境省田口)

・要注意外来種リストの記述があるが、もう10年前になくなったものであり、補足が必要だろう。(中井委員)

→要注意外来種リストについては、その文言を残すかどうかも含めて考えたい。(環境省田口)

・リストの継続的、定期的な見直しについて書かれているが、見直しの間隔などについて、ここで回答を求めるものではないが、大きな課題だと思っている。(中井委員)

(4) その他

・各分類群の先生方にはご専門の部分を見ていただき、追加意見があればメールで事務局までいただきたい。今回まだ調整中のものについては、方針が固まった段階で座長と調整させていただき、必要に応じて委員の皆様にも照会を行いながら確定していきたい。(環境省田口)

以上